

緑の風 FAX版



NO. 26 2020年10月21日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

中央本部は、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）を開催し、以下の通り決定しました。

指令第15号 杉山晃君、松本紀行君、佐藤麻美君、渡邊美咲君の制裁申請と執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について

2018年6月23日、東日本旅客鉄道労働組合（以下、JR東労組）高崎地方本部の元専従者らによってJR東労働組合（以下、ひがし労）が結成された。

JR東労組は、「全地本書記長・組織部長・業務部長会議（2018年8月2日）」および「第37回臨時大会（2018年12月19日）」において、ひがし労の結成は、組織再生からの逃亡であり、組織破壊であることを確認してきた。

各君らは、現在JR東労組高崎地方本部の執行部を担っており、大会での決定事項を遵守する立場にあることは言うまでもない。

中央本部が、指令第8号「JR東労組高崎地方本部に対する緊急会計監査の実施について（2020年9月9日）」に基づき緊急に会計監査を行ったところ、JR東労組高崎地方本部がひがし労と共同行動をしている事象が発見され、再度の調査（2020年10月15日）では、JR東労組高崎地方本部の北双葉研修センターからひがし労の地本・分会の組合資料や新聞等が発見され、熊谷支部からもひがし労の資料が発見された。

中央本部はひがし労との共同行動の証拠を提示した上で、各君らや中山透君（2020年10月15日に制裁申請）に聞き取りを行ったところ、いずれもひがし労との共同行動について「知らない」等と主張している。

JR東労組は全地本執行委員長会議（2020年10月21日）において、指令第8号に基づく調査の報告を行い議論をした。結果、「各君らが、JR東労組高崎地方本部の執行部に就任していた事に照らせば、ひがし労との共同行動の事実を知らなかったことはあり得ない。少なくとも、容認してきたことは明らかである。JR東労組高崎地方本部の地本事務所・支部事務所・研修センターにおいてひがし労との共同行動等が確認された以上、高崎地方本部の執行委員としての責任は逃れることはできない。」ことが全地本執行委員長会議の総意として確認された。

従って、各君らの行為は、規約第60条第1項（3）「組合の団結または統制を乱す行為があったとき。」に該当することは明らかであることから、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）の確認に基づき、下記の通り指令する。

- 1、杉山晃君、松本紀行君、佐藤麻美君、渡邊美咲君に対し、JR東労組規約第60条第2項ならびに第3項の定めにより、第47回定期中央委員会へ制裁申請を行う。
- 2、杉山晃君、松本紀行君、佐藤麻美君、渡邊美咲君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第34条第1項（5）に基づき、緊急措置として執行権を停止する。
- 3、杉山晃君、松本紀行君、佐藤麻美君、渡邊美咲君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第60条第2項に基づき、規約第13条（2）（3）（4）（5）を停止する。
- 4、規約第15条、規約第16条、規約第17条および規約第34条第1項（1）（6）に基づき、高崎地方本部の組織運営は、今後中央本部が行う。
- 5、高崎地方本部に本部派遣を行う。高崎地方本部に対する派遣者は佐藤伸也中央執行副委員長、田崎聡中央執行委員、小川哲中央執行委員、徳野幸久中央執行部員とし、派遣代表を佐藤伸也中央執行副委員長とする。
- 6、高崎地方本部執行部総体でひがし労との共同行動が疑われることから、全組合員に対し、面談を行う。また、証拠隠滅を防止し、迅速に面談を行うために高崎地方本部全組合員に対し、本部派遣の許可なく組合施設の出入りを禁止する。
- 7、執行部が不在となったため、高崎地方本部への交付金を凍結する。
- 8、各地方本部は、全地本執行委員長会議・中央執行委員会の見解に基づき、本指令を各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。